



23高教政第2119号

平成24年3月27日

教育長	次長	課長	係長
高崎	岡田		

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

高知県教職員職場復帰サポートシステム実施要領及び高知県公立
学校教職員心の健康対策委員会設置要綱の改正について

高知県教職員職場復帰サポートシステムについては、精神疾患を原因とする休職又は長期の病気休暇の状態にある教職員の円滑な職場復帰を支援するために実施しているところですが、制度がより効果的なものとなるよう実施要領の改正を行い平成24年4月1日から施行することとしましたので、文言整理のため改正した高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱と併せて通知します。

ついては、対象者には事前説明を行うとともに復帰可能な状態にあることを見極めたうえでの計画的な実施となるよう貴管内学校長への周知をお願いいたします。

なお、主な改正点等については下記のとおりです。

記

1 改正項目

(1) 実施期間について（第3条）

現行：原則2週間（健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ伸長）

改正：原則4週間（健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ変更）

(2) 実施願の提出時期について（第4条）

現行：規定なし

改正：サポートシステム実施期間初日の1月前まで

(3) 健康対策委員会との面談について（第8条）

現行：規定なし

改正：①面談の義務を明記

②面談時期→現行：サポートシステム終了後

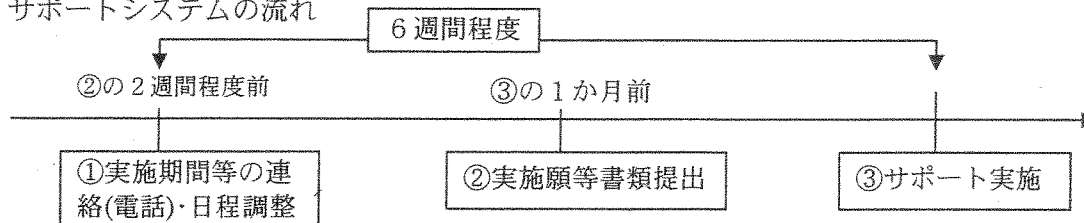
改正：原則、サポートシステム最終週

(4) 復帰後の状況把握について（第9条）

現行：規定なし

改正：委員の意見も踏まえ必要に応じ、校長に対し復帰後の勤務状況及び手立てや環境整備の報告を求めることができることとする。

2 サポートシステムの流れ



※①での調整後、実施日程を変更しないようご注意ください。

3 送付書類

- (1) 高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領改正の要点について
- (2) 高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領・様式
- (3) 高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領・様式 [新旧対照表]
- (4) 高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱

【担当】

高知県教育委員会事務局教育政策課

※4月以降は教職員・福利課 人事企画担当

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領改正の要点について

課題 サポートシステムを経て復帰したのちに、再度休職・病休を繰り返す者が存在していること。

■実施期間について（第3条）

現行：原則2週間（健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ伸長）

改正：原則4週間（健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ変更）

（理由）病休・休職と復帰を繰り返す者が増加してきていることから、復帰後に安定継続的な勤務ができるかどうかを本人、校長、地教委、県教委が判断するためには、徐々にリズムを取り戻すようより丁寧にサポートシステムを実施する必要があると考えられるため。また、サポート実施と復帰をつなげることで取り戻したリズムを維持して勤務の安定継続につなげるため。

年度	サポートシステム実施者数(A)	Aのうち2週間の実施者(途中リタイヤ又は復帰不可となった者(B)	Aのうち実施期間が4週間前後であった者(途中リタイヤ又は復帰不可となった者(C)	Aのうち再発者(D)				Dのうち実施期間が4週間前後であった者(E)
				2回目	3回目	4回目		
H14								
H15								
H16								
H17								
H18								
H19								
H20								
H21								
H22								
H23								
計								

※H14はサポートシステム実施期間が2週間未満であった者

■その他

(1) 実施願の提出時期について（第4条）

現行：規定なし

改正：復帰サポート実施期間初日の1月前まで

（理由）サポートシステムは計画的に実施されるべきものであるが、現状は実施願が実施直前になって提出されるケースが多いため。

(2) 健康対策委員会との面談について（第8条）

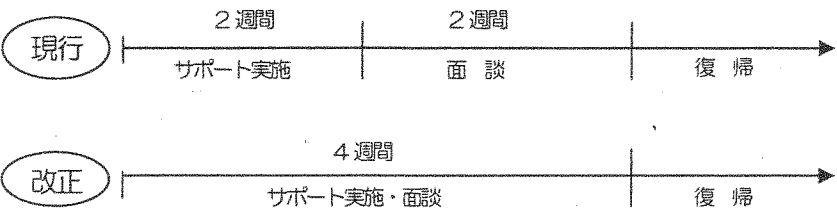
現行：規定なし

改正：①面談の義務を明記

②面談時期→ 現行：サポートシステム終了後

改正：原則、サポートシステム最終週

（理由）委員面談は委員から本人へのアドバイスなどサポートの一環であるため、要領に明記するとともに、サポート実施状況を把握し安定継続的な勤務に向けてのアドバイスをを行い、取り戻したリズムを維持し復帰できるよう、サポート終了直前の実施に変更する。



(3) 復帰後の状況把握について（第9条）

現行：規定なし

改正：再発防止する観点から、委員の意見も踏まえ必要に応じ、校長に対し復帰後における勤務状況及び手立てや環境整備の報告を求めることができることとする。

（理由）復帰後の勤務に対して学校長が意識して観察・アドバイスすることで繰り返しを予防するため。

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校職員及び県費負担教職員（校長を除く。以下「教職員」という。）のうち、精神疾患により療養中である者の円滑な職場復帰をサポートするためのシステム（以下「サポートシステム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 サポートシステムの対象者は、精神疾患を原因とする休職又は病気休暇（引き続き120日を超える病気休暇に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りでない。）から復帰しようとする教職員（当該休職又は病気休暇の直前まで学校で勤務していた者に限る。以下「対象者」という。）とする。

(実施期間)

第3条 サポートシステムの実施期間は、原則4週間とする。ただし、県教育長は、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の意見を聴き、必要と認めたときはこれを変更することができる。

(実施の手続)

第4条 対象者がサポートシステムを実施しようとする場合は、所属する学校長（以下「校長」という。）を通じて職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号。以下「実施願」という。）を、願い出た実施期間初日の1月前までに県教育長へ提出するものとする。

2 実施願には、医師が作成した診断書（様式第2号）、校長が作成した職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第3号。以下「実施計画書」という。）、校長の意見書（様式第4号）を添付するものとする。

3 第一項において、対象者が県費負担教職員の場合にあっては、市町村教育長（市町村の組合の教育長を含む。以下「市町村教育長」という。）が、様式第5号により意見を付して実施願を県教育長へ提出するものとする。

(実施の許可)

第5条 県教育長は、実施願を審査のうえサポートシステムの実施について、許可又は不許可を決定するものとする。

2 県教育長は、許可の決定を行うにあたっては、様式第6号によりあらかじめ高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）へ関係書類を送付のうえ、実施についての意見を求めるものとする。この場合

において、委員は職場復帰サポートシステムの実施についての意見書（様式第7号）を県教育長へ提出するものとし、県教育長は、当該意見（委員間の意見が相反する場合にあっては、委員長が調整した意見）を尊重しなければならない。

- 3 県教育長は、第一項の決定をしたときは、様式第9号により校長を通じて職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書（様式第8号）を対象者へ送付するものとする。

（実施の管理）

第6条 校長は、県教育委員会（対象者が県費負担教職員の場合にあっては市町村教育委員会を含む。）、主治医、対象者及びその家族等と密に連絡を取りながら、サポートシステムの実施を管理し、詳細な実施状況を職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号。以下「日誌」という。）へ記録するものとする。

- 2 校長は、サポートシステムの実施により、学校運営に支障が生じた若しくは生じるおそれがある場合又は対象者の体調不良等により実施計画書に基づくサポートシステムの実施の継続が困難であると判断したときは、実施計画書の変更又はサポートシステムの中止措置をとるとともに、速やかに職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届（様式第11号）を県教育長へ提出しなければならない。

（実施の終了）

第7条 校長は、サポートシステムの実施期間が終了したときは、職場復帰サポートシステム終了報告書（様式第12号）へ日誌を添付して、県教育長へ提出しなければならない。

（健康対策委員会の委員による面談）

第8条 対象者は、県教育長が指定する日（原則、サポートシステム実施期間の最終週に属する日とする。）に委員との面談を行わなければならない。

- 2 健康対策委員会は、前項の面談結果を踏まえ、県教育長に対し対象者の復帰の可否について意見を述べるものとする。

（復帰後の状況把握）

第9条 校長は、サポートシステムの実施を経て復帰した者（以下「復帰者」という。）の勤務状況を把握し、復帰者に対し勤務が安定的に継続できるよう適切な支援を行うとともに、県教育長が特に必要と認める場合は、勤務状況報告書（様式第13号）を県教育長へ提出するものとする。

（傷害保険への加入）

第10条 県教育長は、サポートシステムの実施期間中において、対象者を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

- 2 前項に係る保険料は県教育委員会が負担する。

3 対象者は、実施願の提出に併せ、県教育委員会の指示に基づき第一項に定める傷害保険の申込書を提出するものとする。

(県費負担教職員に係る書類の送付又は提出)

第11条 対象者が県費負担教職員の場合における第5条第3項、第6条 第2項、第7条及び第9条に規定する書類については、市町村教育長を 通じて送付又は提出を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、サポートシステムの実施に関して必要な事項は、県教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。ただし、休職又病気休暇の期間が平成14年12月31日までに終了する者は、適用しない。

附則

この要領は、平成18年2月21日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

<様式第1号(第4条関係)>

年 月 日

高知県教育長 様

学 校 名

職・氏名

印

職場復帰サポートシステム実施願

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領に基づく職場復帰サポートシステムを次のとおり受けたいので、同要領第4条の規定に基づき実施願を提出します。

実施願期間

年 月 日 から 年 月 日まで (間)

添付資料

診断書(様式第2号)

職場復帰サポートシステム実施計画書(様式第3号)

意見書(様式第4号)

<様式第2号（第4条関係）>

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日
診断名		ICD10コード【 】	
臨床経過			
職場復帰に関する意見			
職場復帰に際し、配慮すること			
上記のとおり診断する。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医 師 印			

※「ICD10コード」とは、WHO（世界保健機構）で定められた疾病コードをいいます。

<様式第3号（第4条、第6条関係）>

職場復帰サポートシステム実施計画書

学校名				職・氏名	
実施予定期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
週	目 標	期 間	時 間	内 容	
第					
ス					
テ					
ッ					
プ					
第					
ス					
テ					
ッ					
プ					
第					
ス					
テ					
ッ					
プ					

<様式第4号（第4条関係）>

文書番号

年 月 日

高知県教育長 様

学校名

校長名

印

意 見 書

下記の者から、別紙のとおり職場復帰サポートシステム実施願が提出されたので、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第4条第2項の規定により意見書を提出します。

記

職 名	()	生年月日		性別	男・女
氏 名		年 齢			
採用年月日	年 月 日				
現在の休職（病気休暇）期間		年 月 日 から 年 月 日まで 主病名（ ）			
実施願期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
実 施 場 所					
校長の意見					

＜様式第5号（第4条関係）＞

文書番号

年 月 日

高知県教育長 様

市町村教育委員会教育長名 印

職場復帰サポートシステム実施願の提出について（意見書）

下記の者から別添のとおり職場復帰サポートシステム実施願の提出がありましたので、意見を付して提出します。

記

学 校 名	
職・氏 名	
(意見)	

<様式第6号（第5条関係）>

文書番号
年 月 日

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員 様

高 知 県 教 育 長

職場復帰サポートシステムの実施に係る意見について（依頼書）

このたび、職場復帰サポートシステムの実施願が提出されました。

つきましては、実施職員に関する下記の資料案件を添付しますので、職場復帰サポートシステムの実施許可をするにあたり、健康状況について御意見をお願いします。

記

職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号）

診断書（様式第2号）

職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第3号）

校長の職場復帰サポートシステム実施に係る意見書（様式第4号）

市町村教育委員会の職場復帰サポートシステム実施願の提出について（様式第5号）

<様式第7号(第5条関係)>

年 月 日

高知県教育長 様

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員氏名

職場復帰サポートシステムの実施に係る意見書

年 月 日付け 第 号で意見を求められた事案については、下記のとおり
です。

記

案件番号	意 見
	適 ・ 否

※ 案件について、実施の適否に係る意見を御記入ください。

<様式第8号(第5条関係)>

文書番号
年 月 日

様

高 知 県 教 育 長

職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第5条第3項の規定により、通知します。

記

(実施許可の場合)

職場復帰サポートシステムの 実施予定期間 (許可された場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
職場復帰サポートシステム 実施場所	
特記事項(職場復帰サポートシステム実施に係る意見等)	

※ 「実施許可」の場合、職場復帰サポートシステム実施に関して提出されたすべての書類を、個人が特定されないよう個人情報の保護に留意した上で、「教職員の心の健康対策」に関わる調査、統計用の資料として活用します。

不明な点がある場合は、高知県教育委員会事務局担当課にお申し出ください。

＜様式第9号（その1）（第5条関係）＞

文書番号

年 月 日

当該校長 様

高 知 県 教 育 長 印

職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕について

年 月 日付けで願出のあった（氏名・職名）の職場復帰サポートシステムの実施について、別添のとおり職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書を送付しますので、本人に通知してください。

なお、許可の場合にあっては、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第6条の規定により職場復帰サポートシステムを実施してください。

＜様式第9号（その2）（第5条関係）＞

文書番号

年 月 日

当該市町村教育長 様

高 知 県 教 育 長 印

職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕について

年 月 日付けで願出のあった（氏名・職名）の職場復帰サポートシステムの実施について、別添のとおり職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書を送付しますので、校長を通して本人に通知してください。

なお、許可の場合にあっては、職場復帰サポートシステムの実施について配慮してください。

<様式第10号第(第6条、第6条関係)>

職場復帰サポートシステム日誌

第()週

月 日(曜日)	時 間	内 容	状 況

<様式第11号(第6条関係)>

文書番号

年 月 日

高知県教育長様

学校長名

印

職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステムは、下記のとおり(変更・中止)します。
記

職・氏名	
職場復帰サポートシステムの実 施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
変 更 の 場 合	(内容変更)
	(変更した理由)

中 止 の 場 合	(職場復帰サポートシステムの実施期間)
	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

<様式第12号(第7条関係)>

文書番号

年 月 日

高知県教育長 様

学校名

校長名

印

職場復帰サポートシステム終了報告書

職場復帰サポートシステムを終了したので、下記のとおり報告します。

記

職・氏名	
休職(病気休暇)期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
主 病 名	
職場復帰サポートシステム実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
概 要	
校長意見	

<様式第13号(第9条関係)>

文書番号
年 月 日

勤務状況報告書

高知県教育長 様

学校名

校長名

印

下記の者の勤務状況について、報告します。

対象者:職名・氏名

報告期間:平成()年()月()日～平成()年()月()日

	評価項目		評価
校長評価	取組状況	安定した気持ちで勤務できている	
		意欲をもって積極的に取り組むことがでている	
		計画的に取り組むことができている	
		事務処理が適切にできている	
		集中して勤務できている	
		自信をもって取り組むことができている	
		時間や規律を守って取り組むことができている	
	対人関係	児童生徒と自然に接することができている	
		同僚と違和感なく、協力して仕事ができている	
校長所見			

評価欄については下記の規準で数値を記入してください。

5:よい 4:おおむねよい 3:普通 2:少し劣る 1:劣る

校長所見の紙面が足りない場合は、適宜ページ数を増加してください。

高知県公立教職員職場復帰サポートシステム実施要領 [新旧対照表]

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、<u>県立学校職員及び県費負担教職員</u>（校長を除く。以下「教職員」という。）のうち、<u>精神疾患により療養中である者の円滑な職場復帰をサポートするためのシステム</u>（以下「サポートシステム」という。）の取扱いに<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> (対象者) 第2条 サポートシステムの対象者は、<u>精神疾患を原因とする休職又は病気休暇（引き続き120日を超える病気休暇に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りでない。）から復帰しようとする教職員</u>（<u>当該休職又は病気休暇の直前まで学校で勤務していた者に限る。以下「対象者」という。</u>）とする。 (実施期間) 第3条 サポートシステムの実施期間は、原則4週間とする。ただし、県教育長は、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の意見を聴き、必要と認めたときはこれを変更することができる。	(目的) 第1条 この要領は、高知県教育委員会の任命に係る公立学校教職員（以下「教職員」という。）のうち、<u>精神神経系疾患による病気休暇及び休職から復帰及び復職しようとする者の円滑な職場復帰をサポートするために必要な事項を定め、学校教育の適正な運営を図ることを目的とする。</u> (サポートシステム実施対象者) 第2条 この職場復帰サポートシステム（以下「サポート」という。）の対象者は、校長以外の者で精神神経系疾患による休職から復職しようとする教職員及び引き続き120日を超える病気休暇後に復帰しようとする教職員並びに高知県教育長（以下「県教育長」という。）が必要と認める教職員（以下「休職者等」という。）とする。 (サポートシステム実施期間) 第3条 サポートの期間は、原則2週間とする。ただし、県教育長は、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の意見を聴き、必要と認めたときはこれを変更することができる。

高知県公立教職員職場復帰サポートシステム実施要領 [新旧対照表]

(実施の手続)	(サポートシステム実施願)
第4条 対象者がサポートシステムを実施しようとする場合は、<u>所属する学校長（以下「校長」という。）を通じて職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号。以下「実施願」という。）を、願い出た実施期間初日の1月前までに県教育長へ提出するものとする。</u> 2 <u>実施願には、医師が作成した診断書（様式第2号）、校長が作成した職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第3号。以下「実施計画書」という。）、校長の意見書（様式第4号）を添付するものとする。</u> 3 <u>第一項において、対象者が県費負担教職員の 경우에는、市町村教育長（市町村の組合の教育長を含む。以下「市町村教育長」という。）が、様式第5号により意見を付して実施願を県教育長へ提出するものとする。</u>	第4条 休職者等は、サポートを受けようとするときは、職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号）に診断書（様式第2号）を添付し、校長（小中学校（県立中学校を除く。）以下同じ。）にあっては、更に所属市町村教育委員会（学校組合の教育委員会を含む。以下同じ。）を経由して、県教育長に提出しなければならない。 2 校長及び市町村教育委員会は、前項の書類を受理したときは、校長にあっては意見書（様式第3号）を、市町村教育委員会にあっては副申請書（様式第4号）を添えて、県教育長に進達するものとする。
(実施の許可)	(サポートシステム実施許可)
第5条 県教育長は、<u>実施願を審査のうえサポートシステムの実施について、許可又は不許可を決定するものとする。</u> 2 県教育長は、<u>許可の決定を行うにあたっては、様式第6号によりあらかじめ高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）へ関係書類を送付のうえ、実施についての意見を求めるものとする。</u>この場合において、委員は職場復帰サポートシステムの実施についての意見書（様式第7号）を県教育長へ提出するものとし、県教育長は、<u>当該意見（委員間の意見が相反する場合にあっては、委員長が調整した意見）を尊重しなければならない。</u>	第5条 県教育長は、休職者等がサポートを受けようとする場合であると認めるときはこれを許可することができる。 2 県教育長は、サポート実施の許可をしようとするときは、サポートを受けようとする休職者等の健康状況について、職場復帰サポートシステムの実施についての意見依頼書（様式第5号）により、健康対策委員会に対して意見を求めなければならない。この場合において、健康対策委員会は、職場復帰サポートシステムの実施についての意見書（様式第6号）により、意見を述べるものとし、県教育長は、健康対策委員会の意見を十分尊重しなければならない。

高知県公立教職員職場復帰サポートシステム実施要領 [新旧対照表]

らない。 3 県教育長は、<u>第一項の決定をしたときは、様式第9号により校長を通じて職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書（様式第8号）</u>を対象者へ送付するものとする。 (実施の管理) 第6条 校長は、<u>県教育委員会（対象者が県費負担教職員の場合にあっては市町村教育委員会を含む。）</u>、主治医、対象者及びその家族等と密に連絡を取りながら、サポートシステムの実施を管理し、<u>詳細な実施状況を職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号。以下「日誌」という。）</u>へ記録するものとする。 2 校長は、サポートシステムの実施により、<u>学校運営に支障が生じた若しくは生じるおそれがある場合又は対象者の体調不良等により実施計画書に基づくサポートシステムの実施の継続が困難であると判断したときは、実施計画書の変更又はサポートシステムの中止措置をとるとともに、速やかに職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届（様式第11号）</u>を県教育長へ提出しなければならない。 (実施の終了) 第7条 校長は、サポートシステムの実施期間が終了したときは、職場復	3 県教育長は、サポート実施の許可又は不許可をしたときは、職場復帰サポートシステム実施許可（不許可）通知書（様式第7号）により、校長（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を経由）を通して本人に通知するものとする。 4 県教育長は、サポート実施の許可をしたときは、指示書（様式第8号）により、校長（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を経由）に対してサポートを実施するよう指示するものとする。 (サポートシステム実施) 第6条 校長は、職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第9号）を作成のうえ、県教育長に提出（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を経由）し、サポートを実施するものとする。 2 校長は、<u>教育政策課（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会）、主治医、本人や家族等と密に連絡を取るものとする。</u> 3 校長は、<u>実施状況等を詳細に把握し、職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号）を記録するものとする。</u>サポート実施中において、<u>学校経営に支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、サポート実施の変更や中止等の適切な措置をとらなければならない。</u> 4 校長は、サポート実施を変更、中止等した場合は、職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届（様式第11号）を、県教育長に提出（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を経由）しなければならない。 (サポートシステム終了) 第7条 校長は、サポートの期間が終了したときは、職場復帰サポートシ
---	---

高知県公立教職員職場復帰サポートシステム実施要領 [新旧対照表]

帰サポートシステム終了報告書（様式第12号）へ日誌を添付して、県教育長へ提出しなければならない。 （健康対策委員会の委員による面談） 第8条 対象者は、県教育長が指定する日（原則、サポートシステム実施期間の最終週に属する日とする。）に委員との面談を行わなければならない。 2 健康対策委員会は、前項の面談結果を踏まえ、県教育長に対し対象者の復帰の可否について意見を述べるものとする。 （復帰後の状況把握） 第9条 校長は、サポートシステムの実施を経て復帰した者（以下「復帰者」という。）の勤務状況を把握し、復帰者に対し勤務が安定的に継続できるような適切な支援を行うとともに、県教育長が特に必要と認める場合は、勤務状況報告書（様式第13号）を県教育長へ提出するものとする。 （傷害保険への加入） 第10条 県教育長は、サポートシステムの実施期間中において、対象者を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。 2 前項に係る保険料は県教育委員会が負担する。 3 対象者は、実施願の提出に併せ、県教育委員会の指示に基づき第一項に定める傷害保険の申込書を提出するものとする。	システム日誌（様式第10号）及び職場復帰サポートシステム終了報告書（様式第12号）を、県教育長に提出（小中学校にあっては、所屬市町村教育委員会を経由）しなければならない。
--	--

高知県公立教職員職場復帰サポートシステム実施要領 [新旧対照表]

(県費負担教職員に係る書類の送付又は提出) <u>第11条</u> 対象者が県費負担教職員の場合における第5条第3項、第6条第2項、第7条及び第9条に規定する書類については、<u>市町村教育長を通じて送付又は提出を行うものとする。</u> (その他) <u>第12条</u> この要領に定めるもののほか、サポートシステムの実施に関して必要な事項は、<u>県教育長が別に定める。</u> 附則 この要領は、平成14年12月1日から施行する。ただし、休職又病気休暇の期間が平成14年12月31日までに終了する者は、適用しない。 附則 この要領は、平成18年2月21日から施行する。 附則 この要領は、平成19年5月15日から施行する。 附則 <u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u>	(その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、サポートの実施に関して必要な事項は、<u>県教育長が別に定める。</u> 附則 この要領は、平成14年12月1日から施行する。ただし、休職又病気休暇の期間が平成14年12月31日までに終了する者は、適用しない。 附則 この要領は、平成18年2月21日から施行する。 附則 この要領は、平成19年5月15日から施行する。
--	---

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

新	旧
<様式第1号(第4条関係)> 高知県教育長 様 年 月 日 学 校 名 職・氏名 印 職場復帰サポートシステム実施願 高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領に基づく職場復帰サポートシステムを次のとおり受けたいので、同要領第4条の規定に基づき実施願を提出します。 実施願期間 年 月 日 から 年 月 日まで (間) 添付資料 診断書(様式第2号) 職場復帰サポートシステム実施計画書(様式第3号) 意見書(様式第4号)	<様式第1号(第4条関係)> 高知県教育長 様 年 月 日 学 校 名 職・氏名 印 職場復帰サポートシステム実施願 高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領に基づく職場復帰サポートシステムを次のとおり受けたいので、同要領第4条第1項の規定に基づき診断書(様式第2号)を添えて実施願を提出します。 実施願期間 年 月 日 から 年 月 日まで (間)

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第2号(第4条関係)>

診 断 書

氏 名	生年月日	年 月 日
診断名 ICD10コード()		
臨床経過		
職場復帰に関する意見		
職場復帰に際し、配慮すること		
上記のとおり診断する。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医 師 印		

※「ICD10コード」とは、WHO（世界保健機構）で定められた疾病コードをいいます。

<様式第2号(第4条関係)>

診 断 書

氏 名	生年月日	年 月 日
診断名 ICD10コード()		
臨床経過		
職場復帰に関する意見		
職場復帰に際し、配慮すること		
上記のとおり診断する。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医 師 印		

※「ICD10コード」とは、WHO（世界保健機構）で定められた疾病コードをいいます。
(平成20年度は試行的に記入をお願いします。)

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第3号(第4条、第6条関係)>

職場復帰サポートシステム実施計画書

学校名		職・氏名	
実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	(日間)	
週 第	目 標	期 間	時 間 内 容
第 ス テ ッ プ			
第 ス テ ッ プ			
第 ス テ ッ プ			
第 ス テ ッ プ			

<様式第3号(第4条関係)>

高知県教育長 様

文書番号
年 月 日

学校名
校長名

印

意 見 書

下記の者から、別紙のとおり職場復帰サポートシステム実施願が提出されたので、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第4条第2項の規定により意見書を提出します。

記

職 名 氏 名	()	生年月日 年 月 日	性別	男・女
採用年月日	年 月 日			
現在の休職(病氣休暇)期間		年 月 日から 年 月 日まで 主病名()		
実施願期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
実 施 場 所				
校長の意見				

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第4号 (第4条関係) >

高知県教育長 様

文書番号

年 月 日

学校名

校長名

印

意見書

下記の者から、別紙のとおり職場復帰サポートシステム実施願が提出されたので、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第4条第2項の規定により意見書を提出します。

記

職名 ()	生年月日 年 月 日	性別	男・女
氏名	年 月 日		
採用年月日	年 月 日		
現在の休職 (病氣休暇) 期間	年 月 日から 年 月 日まで	主病名 ()	
実施願期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施場所			
校長の意見			

<様式第4号 (第4条関係) >

高知県教育長 様

文書番号

年 月 日

市町村教育委員会教育長名

印

職場復帰サポートシステム実施願の提出について (副申)

下記の者から別添のとおり職場復帰サポートシステム実施願の提出がありましたので、意見を付して提出します。

記

学 校 名	
職・氏 名	
(意見)	

<様式第5号 (第4条関係)>

文書番号
年 月 日
高知県教育長 様

市町村教育委員会教育長名 印

職場復帰サポートシステム実施願の提出について (意見書)

下記の者から別添のとおり職場復帰サポートシステム実施願の提出がありましたので、意見を付して提出します。

記

学 校 名	
職・氏 名	
(意見)	

<様式第5号 (第5条関係)>

文書番号
年 月 日

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員長 様

高 知 県 教 育 長

職場復帰サポートシステムの実施についての意見依頼書

職員の職場復帰サポートシステムの実施許可をするに当たり、健康状況についてご意見をお願いします。

なお、ご意見をいただくに当たっては、下記のとおりです。

記

職場復帰サポートシステム実施願 (様式第1号)
診断書 (様式第2号)
校長の職場復帰サポートシステム実施に係る意見書 (様式第3号)
市町村教育委員会の職場復帰サポートシステム実施願についての副申書 (様式第4号)

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第6号(第5条関係)>

文書番号
年 月 日

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員 様

高 知 県 教 育 長

<様式第6号(第5条関係)>

年 月 日

高知県教育長 様

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員長

職場復帰サポートシステムの実施に係る意見について(依頼書)

このたび、職場復帰サポートシステムの実施願が提出されました。
つきましては、実施職員に関する下記の資料案件を添付しますので、職場復帰サポートシステムの実施許可をするにあたり、健康状況について御意見を願います。

記

職場復帰サポートシステム実施願 (様式第1号)
診断書 (様式第2号)
職場復帰サポートシステム実施計画書 (様式第3号)
校長の職場復帰サポートシステム実施に係る意見書 (様式第4号)
市町村教育委員会の職場復帰サポートシステム実施願の提出について (様式第5号)

職場復帰サポートシステムの実施についての意見書
年 月 日付け 第 号で依頼のあった下記職員の職場復帰サポートシステムに係る健康状況について、下記のとおり意見を述べます。

記

学 校 名	職 名	氏 名

意 見

高知県公立学校教職職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第7号（第5条関係）>

高知県教育長 様

年 月 日

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会委員氏名

職場復帰サポートシステムの実施に係る意見書

年 月 日付け 第 号で意見を求められた事業については、下記のとおりです。

記

案件番号	意 見
	適 ・ 否

※ 案件について、実施の適否に係る意見を御記入ください。

<様式第7号（第5条関係）>

文書番号
年 月 日

様

高知県教育長

職場復帰サポートシステム実施許可（不許可）通知書

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第5条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

職場復帰サポートシステムの 実施について	許 可 ・ 不 許 可
職場復帰サポートシステムの 実施予定期間 (許可された場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
職場復帰サポートシステム 実施場所	
特記事項（職場復帰サポートシステム実施に係る意見等）	

※ 「実施許可」の場合、職場復帰サポートシステム実施に関して提出されたすべての書類を、個人が特定されないよう個人情報保護の配慮に留意した上で、「教職員の心の健康対策」に関わる調査、統計用の資料として活用します。

不明な点がある場合は、高知県教育委員会事務局担当課にお申し出ください。

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

＜様式第 8 号（第 5 条関係）＞

文書番号
年 月 日

様

高 知 県 教 育 長

職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第 5 条第 3 項の規定により、
通知します。

記

（実施許可の場合）

職場復帰サポートシステムの 実施予定期間 （許可された場合のみ記入）	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
職場復帰サポートシステム 実施場所	
特記事項（職場復帰サポートシステム実施に係る意見等）	

※ 「実施許可」の場合、職場復帰サポートシステム実施に関して提出されたすべての書類を、個人が特定されないよう個人情報の保護に留意した上で、「教職員の心の健康対策」に関わる調査、統計用の資料として活用します。

不明な点がある場合は、高知県教育委員会事務局担当課にお申し出ください。

＜様式第 8 号（その 1）（第 5 条関係）＞

文書番号
年 月 日

当該市町村教育長 様

高 知 県 教 育 長 印

指 示 書

年 月 日付けで願出のあった（ 職・氏名 ）の職場復帰サポートシステムの
実施について、別添の とおり職場復帰サポートシステム実施許可通知書を送付しますので、
校長を通して本人に通知してください。

なお、職場復帰サポートシステムの実施について配慮してください。

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

＜様式第9号（その1）（第5条関係）＞

文書番号
年 月 日

当該校長 様

高 知 県 教 育 長 印

職場復帰サポートシステム実施「許可・不許可」について

年 月 日付けで願出のあった（氏名・職名）の職場復帰サポートシステムの実施について、別添のとおり職場復帰サポートシステム実施「許可・不許可」通知書を送りますので、本人に通知してください。

なお、許可の場合には、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第6条の規定により職場復帰サポートシステムを実施してください。

＜様式第8号（その2）（第5条関係）＞

文書番号
年 月 日

当該校長 様

高 知 県 教 育 長 印

指 示 書

年 月 日付けで願出のあった（職・氏名）の職場復帰サポートシステムの実施について、別添のとおり職場復帰サポートシステム実施許可通知書を送付しますので本人に通知してください。

なお、高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領第6条の規定により職場復帰サポートシステムを実施してください。

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第9号（その2）（第5条関係）>

文書番号
年 月 日

当該市町村教育長 様

高 知 県 教 育 長 印

職場復帰サポートシステム実施「許可・不許可」について

年 月 日付けで願出のあった（氏名・職名）の職場復帰サポートシステムの実施について、別添のとおり職場復帰サポートシステム実施「許可・不許可」通知書を送付しますので、校長を通して本人に通知してください。

なお、許可の場合には、職場復帰サポートシステムの実施について配慮してください。

<様式第9号（第6条関係）>

職場復帰サポートシステム実施計画書

学校名	職・氏名	年 月 日 から 年 月 日まで (日間)	実施予定期間	期 間	時 間	内 容
週 第						
ステップ						
週 第						
ステップ						
週 第						
ステップ						
週 第						
ステップ						

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第10号第(第6条、第6条関係)>

職場復帰サポートシステム日誌

第()週

月	日(曜日)	時間	内容	状況

<様式第10号第(6条、第7条関係)>

職場復帰サポートシステム日誌

第()週

月	日(曜日)	時間	内容	状況

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第111号 (第6条関係)>

文書番号
年 月 日

高知県教育長 様

学校長名

印

職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステムは、下記のとおり（変更・中止）します。

記

職・氏名		
職場復帰サポートシステムの実施 施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)	
(内容変更)		
変更した理由	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	
変更の場合		
(職場復帰サポートシステムの実施期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
中止の場合	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	

<様式第111号 (第6条関係)>

文書番号
年 月 日

高知県教育長 様

学校長名

印

職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステムは、下記のとおり（変更・中止）します。

記

職・氏名		
職場復帰サポートシステムの実施 施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)	
(内容変更)		
変更した理由	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	
変更の場合		
(職場復帰サポートシステムの実施期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
中止の場合	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施様式[新旧対照表]

<様式第12号 (第7条関係)>

高知県教育長 様

文書番号
年 月 日

学校名
校長名

印

職場復帰サポートシステム終了報告書

職場復帰サポートシステムを終了したので、下記のとおり報告します。

記

職・氏名	
休職（病気休暇）期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
主 病 名	
職場復帰サポートシステム実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
概 要	
校長意見	

<様式第12号 (第7条関係)>

高知県教育長 様

文書番号
年 月 日

学校名
校長名

印

職場復帰サポートシステム終了報告書

職場復帰サポートシステムを終了したので、下記のとおり報告します。

記

職・氏名	
休職（病気休暇）期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
主 病 名	
職場復帰サポートシステム実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
概 要	
校長意見	

<様式第1.3号(第9条関係)>

文書番号

年 月 日

勤務状況報告書

高知県教育長 様

学校名
校長名

印

下記の者の勤務状況について、報告します。

対象者:職名・氏名

報告期間:平成()年()月()日～平成()年()月()日

評価項目		評価
校長評価	安定した気持ちで勤務できている	
	意欲をもって積極的に取り組むことができている	
	計画的に取り組むことができている	
	事務処理が適切にできている	
	集中して勤務できている	
	自信をもって取り組むことができている	
	時間や規律を守って取り組むことができている	
	児童生徒と自然に接することができる	
対人関係	同僚と違和感なく、協力して仕事ができている	
校長所見		

評価欄については下記の規準で数値を記入してください。

5:よい 4:おおむねよい 3:普通 2:少し劣る 1:劣る

校長所見の紙面が足りない場合は、適宜ページ数を増加してください。

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱

(目 的)

第1条 高知県教育委員会は、高知県公立学校教職員の疾患（主として精神疾患）に関する次の事項について審査を依頼し、意見を求めるため、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 職員の健康状況に関すること。
- (2) 健康相談に関すること。
- (3) 復帰に向けた取り組みに関すること。

(委 員)

第2条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、医師、学識経験を有する者及び高知県公立学校教職員の中から、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長の任期は、1年とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、医師を含む3名以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議について必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員会に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。